

# 改正地域再生制度 の概要について



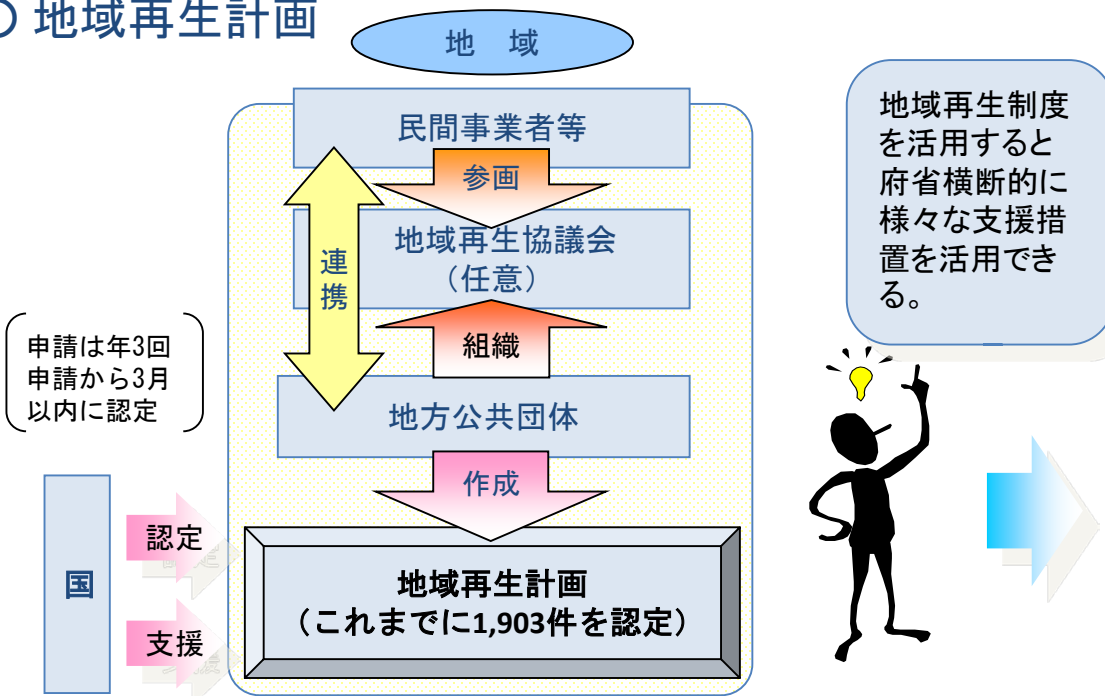
内閣府地方創生推進室

# 地域再生制度の概要

## ○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

## ○ 地域再生計画



「地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）」（平成27年6月26日公布）

「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成  
生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成を促進

企業の地方拠点強化の促進

- ・本社機能の移転・新增設を行う事業者に対して支援措置
- ・農村地域への農業関連産業等の導入促進

## 主な支援措置メニュー

### ◆「地域再生計画」と連動

#### ■「地域再生法」に基づく施策

- ①地域再生基盤強化交付金
  - ・道整備交付金
  - ・污水处理施設整備交付金
  - ・港整備交付金
- ②地域再生支援利子補給金
- ③補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例
- ④農地等の転用等の許可の特例※  
※「地域再生法の一部を改正する法律」で創設（平成26年12月15日施行）  
（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）

#### ■それ以外の連動施策

- ・ 地域再生戦略交付金※
  - 内閣府 —
- ※平成26年度補正、平成27年度当初予算に計上
- ・ 実践型地域雇用創造事業
  - 厚生労働省 —
- ・ 外国人研究者等に対する入国申請  
手続に係る優先処理事業
  - 法務省 —
- ・ 都市農村共生・  
対流総合対策交付金
  - 農林水産省 —

等

# 地域再生法の一部を改正する法律の概要：「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成

## まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障
  - ➡ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成

### 「小さな拠点」のイメージ



【本件に関する連絡先】  
内閣府 地方創生推進室  
(問い合わせ担当窓口)  
TEL: 03-5510-2475

地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成 【第5条第4項第5号、第6号】

### I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約 法律

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定 【第17条の7】
  - ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
  - ・就業機会を創出する施設(地場産品の加工・販売所、観光案内所等)
- ➡ 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導 【第17条の8】
- ➡ 農地転用許可・開発許可の特例 【第17条の10、第17条の12】

### II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興 法律

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定 【第17条の7】
- ➡ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- ➡ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告 【第17条の9】

### III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保 法律

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け 【第5条第4項第6号】
- ➡ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に 【第17条の13】
- 集落生活圏内外のネットワークとの連携(バスの乗継拠点の整備等) 【第17条の7】

### IV 生活サービスを提供する担い手を確保 法律

- NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に 【第19条】
- ➡ 地域再生戦略交付金の直接の支援対象に

### 小さな拠点形成のための財政的支援

- 各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援
  - ➡ 地方版総合戦略に関する施策の実施を明確な政策目標の下で支援 (地方創生先行型交付金【26年度補正予算1700億円】)
  - ➡ 既存の補助金等の支援制度の「すき間」を埋めて効果を高める財政支援 (地域再生戦略交付金【26年度補正予算50億円、27年度予算70億円】)